

金融円滑化に関する方針

1. 中小企業者のお客さまからの返済方法見直し等の申込み・相談に対する対応について

当組合で事業資金のご融資をご利用いただいているお客さまが、不安定な経済情勢の影響（状況）等によりご返済が困難となった場合には、当組合の本部と各営業店の「金融円滑化ご相談窓口」等において、返済方法見直し等のお申込み・ご相談に適切な対応を行ってまいります。

2. 住宅ローン等をご利用いただいているお客さまからの返済方法見直し等の申込み・相談に対する対応について

当組合で住宅ローン等をご利用いただいているお客さまが、勤務先の業績悪化等のご事情により収入が減少し返済が困難となった場合には、当組合の本部と各営業店の「金融円滑化ご相談窓口」等において、返済方法見直し等のお申込み・ご相談に適切な対応を行ってまいります。

3. 金融円滑化の態勢整備について

- (1) 当組合は、お客さまからの返済方法見直し等に関するお申込み・ご相談に対し、お客さまの実態を十分に踏まえ、迅速な検討・回答に努めるため、リスク監査室に返済方法の見直し等に係る情報を集約し、その内容を記録、保存等いたします。
- (2) リスク監査室において、お客さまからの返済方法見直し等のお申込み・ご相談に対する対応状況を把握します。また、関係各部署において、返済方法見直し等のお申込み・ご相談に係る情報の共有化に努めてまいります。
- (3) リスク監査室において、返済方法を見直したお客さまの進捗状況や経営改善努力を行っているお客さまに対して、継続的なモニタリングや経営相談・経営指導及び経営改善支援に努めてまいります。
- (4) 上記(1)～(3)の態勢整備の推進状況・問題点について、お客さまの利益が著しく阻害されるおそれがある事案等については、すみやかな問題の解決と再発防止に努めてまいります。

4. 他金融機関等との連携について

当組合は、他の金融機関から借入を行っているお客さまから返済方法見直し等について、お申込み・ご相談があった場合には、お客さまのご要望に基づき、情報共有の同意をいただいた上で守秘義務に留意しつつ、該当する他金融機関、政府関係金融機関、信用保証協会、住宅支援機構等と緊密な連携関係に努めてまいります。

5. お客さまへの説明態勢について

当組合は、お客さまからの返済方法見直し等に関するお申込み・ご相談に対し、迅速かつ誠実な対応に努めるとともに、適切かつ丁寧な説明に努めてまいります。

6. 金融円滑化の実施状況の公表について

当組合は、中小企業等金融円滑化法に基づき、返済方法見直し等の申込み、実行等の実施状況を半期ごとに開示します。

金融円滑化に関する方針についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの営業店窓口またはリスク監査室までお問い合わせください。

リスク監査室 電話番号：082-248-1171／FAX：082-240-2120

受付時間：当組合営業日の午前9時～午後5時

広島市信用組合